

# 大分県地域防災計画修正案 新旧対照表

風水害等対策編	第 1 部 総則.....P 1
	第 2 部 災害予防.....P 3
	第 3 部 災害応急対策.....P 11
	第 4 部 災害復旧・復興.....P 39
	第 5 部 火山災害応急対策.....P 42

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p><b>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(4)九州農政局(大分支局) (略)</p> <p>(9)第七管区海上保安部(大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署) (略)</p> <p>(12)九州地方整備局(別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、<u>大分川ダム工事事務所</u>、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所)</p> <p>(13)九州総合通信局 (略)</p> <p>ハ 災害時における通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局用の貸し出しに関すること。</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(12)日本郵便株式会社(大分中央郵便局)</p> <p>イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。</p> <p>ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。</p> <p>(イ)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。</p> <p>(ロ)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>(ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>(ニ)被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。</p> <p>(ホ)ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。</p> <p>ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(4)九州農政局(<u>大分県拠点</u>) (略)</p> <p>(9)第七管区海上保安本部(大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署) (略)</p> <p>(12)九州地方整備局(別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所)</p> <p>(13)九州総合通信局 (略)</p> <p>ハ 災害時における通信機器、移動電源車、<u>可搬型発電機</u>及び臨時災害放送局用の貸し出しに関すること。</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(12)日本郵便株式会社(大分中央郵便局)</p> <p>イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。</p> <p>ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。</p> <p>(イ)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。</p> <p>(ロ)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>(ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>(ニ)被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。</p> <p>(ホ)ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。</p> <p>ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。</p> <p><u>(13)ソフトバンク株式会社</u> 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第1部 総則

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関 (略)</p> <p>(13) 太平洋セメント株式会社大分工場 災害時における災害廃棄物の処理に関する事。</p> <p>(新設)</p>	<p>(14) 楽天モバイル株式会社(九州営業部) <u>携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関する事。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関 (略)</p> <p>(13) 太平洋セメント株式会社大分工場 災害時における災害廃棄物の処理に関する事。</p> <p>(14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 <u>イ 災害ボランティアに関する事。</u> <u>ロ 避難行動要支援者への支援に関する事。</u> <u>ハ 生活福祉資金の貸付に関する事。</u></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p><b>第1章 災害予防の基本方針等</b></p> <p><b>第1節 災害予防の基本的な考え方</b></p> <p>大分県において風水害等から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置すべきソフト施策である。</p> <p><b>第2章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第1節 被害の未然防止事業</b> (略)</p> <p>1 治山事業(九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村)</p> <p>(1) 治山事業の現況</p> <p>本県の森林面積は、<u>448,372ha</u>で県土の71%を占め、うち民有保安林は<u>20,058ha</u>でその79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、5%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は<u>6,901箇所</u>あり、山腹崩壊危険地区は<u>2,701箇所</u>、地すべり危険地区は<u>110箇所</u>、崩落土砂流出危険地区は<u>4,090箇所</u>あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。</p> <p>(2) 治山事業の基本方針</p> <p>本県は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年多発している。また、県土の急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源の不足は今後とも拡</p>	<p><b>第1章 災害予防の基本方針等</b></p> <p><b>第1節 災害予防の基本的な考え方</b></p> <p>大分県において風水害等から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置すべきソフト施策である。<u>施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p><b>第2章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第1節 被害の未然防止事業</b> (略)</p> <p>1 治山事業(九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村)</p> <p>(1) 治山事業の現況</p> <p>本県の森林面積は、<u>448,122ha</u>で県土の71%を占め、うち民有保安林は<u>121,418ha</u>でその79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、5%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は<u>6,919箇所</u>あり、山腹崩壊危険地区は<u>2,708箇所</u>、地すべり危険地区は<u>111箇所</u>、崩落土砂流出危険地区は<u>4,100箇所</u>あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。</p> <p>(2) 治山事業の基本方針</p> <p>本県は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年多発している。また、県土の急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源の不足は今後とも拡</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>大するものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい県土」作りを目指して、森林整備保全事業計画に基づき県で策定した治山事業実施方針（H31～H35）に基づき、県長期総合計画の一環として積極的に推進する。</p> <p>（3）治山事業の実施</p> <p>イ 山地治山</p> <p>ロ 水土保全治山</p> <p>現在県下には、山地災害危険地区が6,901箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。</p> <p>ハ 水源地域整備</p> <p>ニ 防災林造成</p> <p>ホ 保安林整備</p> <p>県下に配備されている約120,058haの保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 河川改修事業（九州地方整備局、土木建築部河川課、公園・生活排水課、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>（2）河川事業の基本方針</p> <p>河川の改修事業は、各水系に一貫した事業計画と、これに関連を有する各種防災保全事業とを十分に調整の上実施しなければその成果を発揮することはできないものである。特に治山、治水、砂防事業の他、ほ場整備事業や大規模プロジェクト等の各種事業との関連を保ちつつ改修事業を推進するものとする。</p> <p>また、内水対策については、国・県・市町村等で構成する「内水対策検討委員会」を通じ、災害原因の分析や事業の調整を行い、それぞれの役割に応じて総合的な対策を講じていくものとする。</p>	<p>大するものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい県土」作りを目指して、森林整備保全事業計画に基づき県で策定した治山事業実施方針（H31～R5）に基づき、県長期総合計画の一環として積極的に推進する。</p> <p>（3）治山事業の実施</p> <p>イ 山地治山</p> <p>ロ 水土保全治山</p> <p>現在県下には、山地災害危険地区が6,919箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。</p> <p>ハ 水源地域整備</p> <p>ニ 防災林造成</p> <p>ホ 保安林整備</p> <p>県下に配備されている121,418haの保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 河川改修事業（九州地方整備局、土木建築部河川課、公園・生活排水課、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>（2）河川事業の基本方針</p> <p>河川の改修事業は、各水系に一貫した事業計画と、これに関連を有する各種防災保全事業とを十分に調整の上実施しなければその成果を発揮することはできないものである。特に治山、治水、砂防事業の他、ほ場整備事業や大規模プロジェクト等の各種事業との関連を保ちつつ改修事業を実施するものとする。</p> <p>また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものと</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>6 港湾整備事業(九州地方整備局、土木建築部港湾課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 港湾整備事業の基本方針 重要港湾は、県北の物流拠点としての中津港、国際観光港としての別府港、大分地区新産業拠点としての佐伯港等長期の見通しに立ち早期整備を図る。 地方港湾についても、地域開発の要衝として整備を進めていく。 また、今後大規模災害が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送に充てるため岸壁等の施設の整備を別府港、大分港、津久見港、佐伯港、臼杵港において進める。</p> <p><b>第2節 災害危険区域の対策</b> 各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。</p> <p>1 災害危険区域の調査(農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、土木建築部河川課、港湾課、砂防課、都市・まちづくり推進課、建築住宅課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(9) 宅地造成工事規制区域 宅地造成等規制法に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。</p> <p>(新設)</p> <p>(10) その他災害危険予想箇所 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所は、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。 このほか、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所についての調査を実施するものとする。</p>	<p><u>する。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 港湾整備事業(九州地方整備局、土木建築部港湾課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 港湾整備事業の基本方針 重要港湾は、県北の物流拠点としての中津港、国際観光港としての別府港、大分地区新産業拠点としての佐伯港等長期の見通しに立ち早期整備を図る。 地方港湾についても、地域開発の要衝として整備を進めていく。 また、今後大規模災害が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送に充てるため<u>耐震</u>岸壁等の施設の整備を別府港、大分港、津久見港、佐伯港、臼杵港において進める。</p> <p><b>第2節 災害危険区域の対策</b> 各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。</p> <p>1 災害危険区域の調査(農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、土木建築部河川課、港湾課、砂防課、都市・まちづくり推進課、建築住宅課、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(9) 宅地造成工事規制区域 宅地造成等規制法に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。</p> <p><u>(10) 災害危険性が高い盛土</u> 県及び市町村は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに各法令に基づく是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県は適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p><u>(11) その他災害危険予想箇所</u> 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第3節 防災施設の災害予防管理 (略)</p> <p>1 水害予防管理対策(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、道路建設課、道路保全課、港湾課、砂防課、農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、市町村、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 農業用施設の維持管理 (略)</p> <p>□ 溜池の維持補修 漏水している溜池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行い、<u>豪雨予報の前には、灌漑に支障のない程度の貯水量まで放流し、余裕を大きくしておく。また土俵等を常に準備する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 雪害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部道路建設課・道路保全課、市町村、九州電力(株)、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社)</p> <p>(1) 道路及び道路保護施設の維持管理 降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。</p> <p>(2) 電気、鉄道及び通信施設 降雪時における電気、鉄道及び通信施設は、それぞれの管理者において必要な補修要員及び資機材を確保して、その障害の除去に努めるもの</p>	<p>危険予想箇所は、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。 このほか、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所についての調査を実施するものとする。</p> <p>第3節 防災施設の災害予防管理 (略)</p> <p>1 水害予防管理対策(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、道路建設課、道路保全課、港湾課、砂防課、農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、市町村、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 農業用施設の維持管理 (略)</p> <p>□ 溜池の維持補修 漏水している溜池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。<u>また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことで溜池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 雪害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部道路建設課・道路保全課、市町村、九州電力(株)、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社)</p> <p>(1) 道路及び道路保護施設の維持管理 降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。 <u>また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。</u></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>とする。</p> <p><u>また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。</u></p> <p><b>第3章 災害に強い人づくり</b>  <b>【災害に強い人づくりの基本的な考え方】</b>  「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。</p> <p>したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。</p> <p>防災訓練、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、<u>災害の種類に応じて内容や方策を明確にしつつ実施するものとする。</u></p> <p><b>第1節 自主防災組織</b>  (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題  大分県における自主防災組織の数は令和3年4月1日時点で<u>3,561</u>組織、組織率は<u>97.6</u>%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和2年度実績で<u>43.8</u>%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p>(略)</p> <p>5 地域における避難計画づくりについて  (略)</p>	<p><u>る。</u></p> <p>(2) 電気、鉄道及び通信施設  降雪時における電気、鉄道及び通信施設は、それぞれの管理者において必要な補修要員及び資機材を確保して、その障害の除去に努めるものとする。</p> <p><b>第3章 災害に強い人づくり</b>  <b>【災害に強い人づくりの基本的な考え方】</b>  「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。</p> <p>したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。</p> <p>防災訓練、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、<u>デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。</u></p> <p><b>第1節 自主防災組織</b>  (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題  大分県における自主防災組織の数は令和4年4月1日時点で<u>3,565</u>組織、組織率は<u>97.86</u>%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和3年度実績で<u>45.6</u>%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p>(略)</p> <p>5 地域における避難計画づくりについて  (略)</p>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市町村や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。</p> <p>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」を講ずることも留意すること。</p> <p><b>第2節 防災訓練</b> (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関) (略)</p> <p>(6) <u>広域避難に関する訓練</u></p> <p><b>第3節 防災教育</b> 1 目標</p> <p>東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、<u>学校における防災教育の重要性が改めて認識された。</u></p> <p><b>第5節 要配慮者の安全確保</b> (略)</p> <p>1 地域における要配慮者対策(福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・子ども未来課・子ども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、公共的団体、自主防災組織) (略)</p> <p>(3) <u>福祉避難所の指定</u></p> <p>市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した</p>	<p>なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市町村や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。</p> <p>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>緊急安全確保</u>」を講ずることも留意すること。</p> <p><b>第2節 防災訓練</b> (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関) (略)</p> <p>(6) <u>大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練</u></p> <p><b>第3節 防災教育</b> 1 目標</p> <p><u>災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。</u>東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。<u>このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。</u></p> <p><b>第5節 要配慮者の安全確保</b> (略)</p> <p>1 地域における要配慮者対策(福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・子ども未来課・子ども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、公共的団体、自主防災組織) (略)</p> <p>(3) <u>福祉避難所の指定</u></p> <p>市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>福祉避難所の指定を推進する。 (略)</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、子ども未来課・子ども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム(DCAT)の体制の充実を図る。</p> <p><b>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</b> <b>第1節 初動体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課)</b> (略)</p> <p>(2) 受援計画の策定</p> <p>県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p>また、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や受援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p><b>第2節 活動体制の確立</b> (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室)</p> <p>地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進プ</p>	<p>福祉避難所の指定を推進する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 (略)</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、子ども未来課・子ども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制の充実を図る。</p> <p><b>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</b> <b>第1節 初動体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課)</b> (略)</p> <p>(2) 受援計画の策定</p> <p>県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p>また、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。</p> <p><b>第2節 活動体制の確立</b> (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室)</p> <p>地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進プ</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>ロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>6 広域防災拠点の整備（生活環境部防災局防災対策企画課・危機管理室、土木建築部公園・生活排水課、港湾課）</p> <p>(略)</p> <p>港湾において災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。</p> <p>また、道の駅を活用した広域的な復旧・復興の活動拠点づくりに取り組む。</p>	<p>ロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への<u>長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。<u>また、県は訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 広域防災拠点の整備（生活環境部防災局防災対策企画課・危機管理室、土木建築部公園・生活排水課、港湾課）</p> <p>(略)</p> <p>港湾において災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。</p> <p>また、<u>防災機能を有し、地域の防災拠点として位置付ける道の駅の機能強化に努める。</u></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

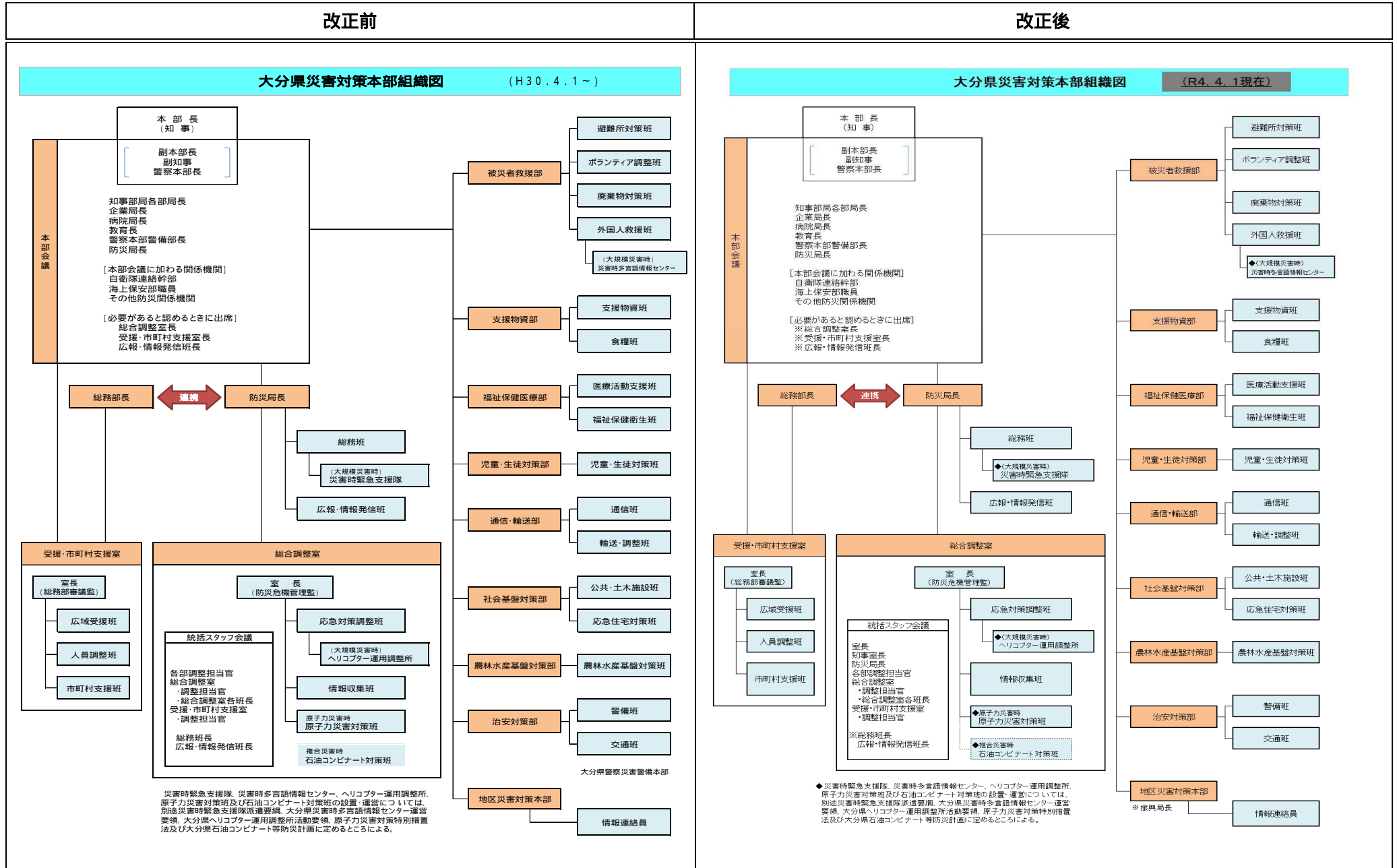
風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><b>第1章 災害予防の基本方針等</b></p> <p><b>第1節 災害応急対策の基本方針等</b></p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。</p> <p><b>第2章 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1節 組織</b></p> <p>(略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>f. 各部の主な処理事務</p> <p>【福祉保健医療部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制の確立</li> <li>・災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DCAT)等の派遣</li> </ul> <p>(略)</p>	<p><b>第1章 災害予防の基本方針等</b></p> <p><b>第1節 災害応急対策の基本方針等</b></p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。</p> <p><b>第2章 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1節 組織</b></p> <p>(略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>(略)</p> <p>f. 各部の主な処理事務</p> <p>【福祉保健医療部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制の確立</li> <li>・災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)等の派遣</li> </ul> <p>(略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第3部 災害応急対策



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部 (略)</p> <p>□ 組織</p> <p>(略)</p> <p>二 連絡窓口</p>	<p>5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部 (略)</p> <p>□ 組織</p> <p>(略)</p> <p>二 連絡窓口</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>総合調整班（防災課）</p> <p>（略）</p> <p>10 九州旅客鉄道（株）大分支社災害対策本部</p> <p>（1）設置の基準  <u>災害を防止し、又は迅速な発災時の災害復旧を図るため、必要により災害対策本部を設ける。</u></p> <p>（2）組織</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             本部長 （支社長）         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             本部員 （各課長）         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             本部付 （各課員）         </div> </div> <p>（3）設置場所              大分支社内</p> <p><b>第3節 通信連絡手段の確保</b></p> <p>（略）</p> <p>県本庁内の通信連絡手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>防災関係機関の保有する通信機能の確認＜通信・輸送部通信班＞</p> <p>（略）</p> <p>被災地における通信連絡手段の確保＜通信・輸送部通信班＞</p> <p>被災地への防災行政無線の持ち込み</p> <p><u>孤立防止対策用衛星電話の活用</u></p> <p>九州総合通信局や移動通信事業者等との連携</p> <p>（略）</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p> <p>総合調整室情報収集班及び通信・輸送部通信班は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。</p> <p><b>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</b></p> <p>（略）</p> <p>1 大分地方気象台等の防災情報の収集・伝達</p>	<p>総合調整班（地域防災調整官）</p> <p>（略）</p> <p>10 九州旅客鉄道（株）大分支社災害対策本部</p> <p>（1）設置の基準  <u>災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。</u></p> <p>（2）組織</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             本部長 （支社長）         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             班長 （各課長等）         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             班員         </div> </div> <p>（3）設置場所  <u>九州旅客鉄道（株）大分支社内</u></p> <p><b>第3節 通信連絡手段の確保</b></p> <p>（略）</p> <p>県本庁内の通信連絡手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>防災関係機関の保有する通信機能の確認＜<u>総務班</u>、通信・輸送部通信班＞</p> <p>（略）</p> <p>被災地における通信連絡手段の確保</p> <p>被災地への防災行政無線の持ち込み＜<u>総務班</u>＞</p> <p>九州総合通信局や移動通信事業者等との連携＜<u>通信・輸送部通信班</u>＞</p> <p>（略）</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p> <p><u>総務班</u>及び総合調整室情報収集班、<u>通信・輸送部通信班</u>は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。</p> <p><b>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</b></p> <p>（略）</p> <p>1 大分地方気象台等の防災情報の収集・伝達</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
(1) 基本方針 (略) 特別警報・警報・注意報の種類と概要			(1) 基本方針 (略) 特別警報・警報・注意報の種類と概要		
特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		高潮特別	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予			



# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
	想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	警報	災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <b>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b>
洪水警報	<b>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</b>	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <b>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b>
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水警報	<b>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b>
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予
注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮警報	想されたときに発表される。 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予		

## 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
	想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	報	発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後				
(新設)		線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。			
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。			
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。			
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。			
	キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等				
キキクル等の種類と概要					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1086 1473 1123">種 類</th> <th data-bbox="1473 1086 2163 1123">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1123 1473 1509">土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</td> <td data-bbox="1473 1123 2163 1509">大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
種 類	概 要				
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。				

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
	<p>・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
<p>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p>
<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>(略)</p> <p>土砂災害警戒情報</p> <p>大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p> <p>(略)</p> <p>記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時</p>	<p>更新している。</p> <p>早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(大分県中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(大分県)で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p>(略)</p> <p>土砂災害警戒情報</p> <p>大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(略)</p> <p>記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前	改正後												
<p>間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに発表する。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>(略)</p> <p>災害時気象支援資料</p> <p>(略)</p> <p>2 指定河川(大分川水系・筑後川水系・山国川水系・大野川水系・番匠川水系・駅館川水系)洪水予報の伝達</p> <p>(1)基本方針</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="129 1316 1115 1501"> <caption>指定河川洪水予報</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導	<p>の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表する。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。</p> <p>竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(大分県中部など)で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位(大分県中部など)で発表する。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>(略)</p> <p>気象支援資料</p> <p>(略)</p> <p>2 指定河川(大分川水系・筑後川水系・山国川水系・大野川水系・番匠川水系・駅館川水系)洪水予報の伝達</p> <p>(1)基本方針</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1153 1316 2139 1501"> <caption>指定河川洪水予報</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
種類	標 題	概 要											
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導											
種類	標 題	概 要											
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導											

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
		<p>や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>			<p>や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>		氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>		氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確</p>	洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p>



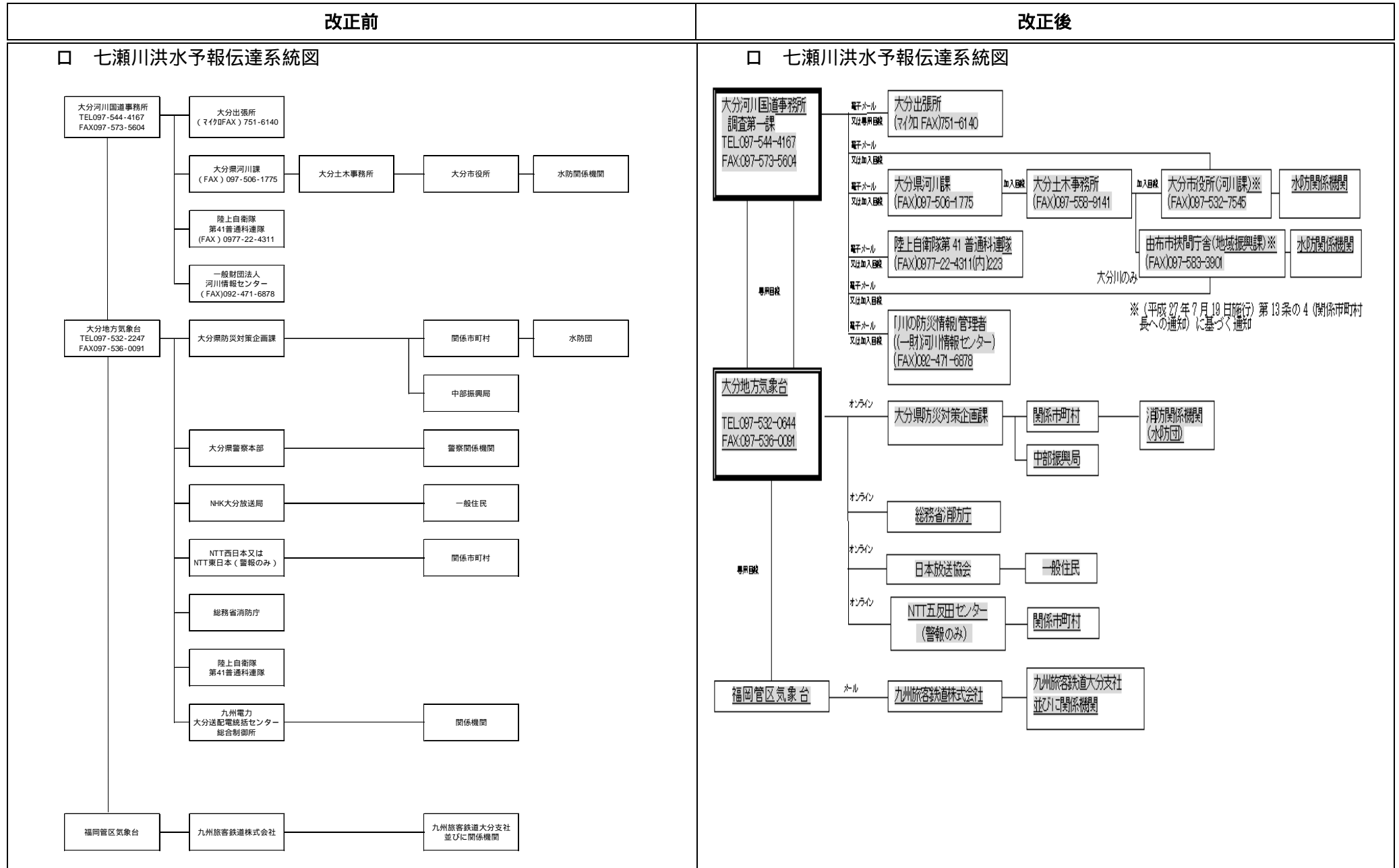
# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
	認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
(略)		(略)	
<p>(2) 洪水予報の伝達系統 イ 大分川洪水予報伝達系統図</p>		<p>(2) 洪水予報の伝達系統 イ 大分川洪水予報伝達系統図</p>	

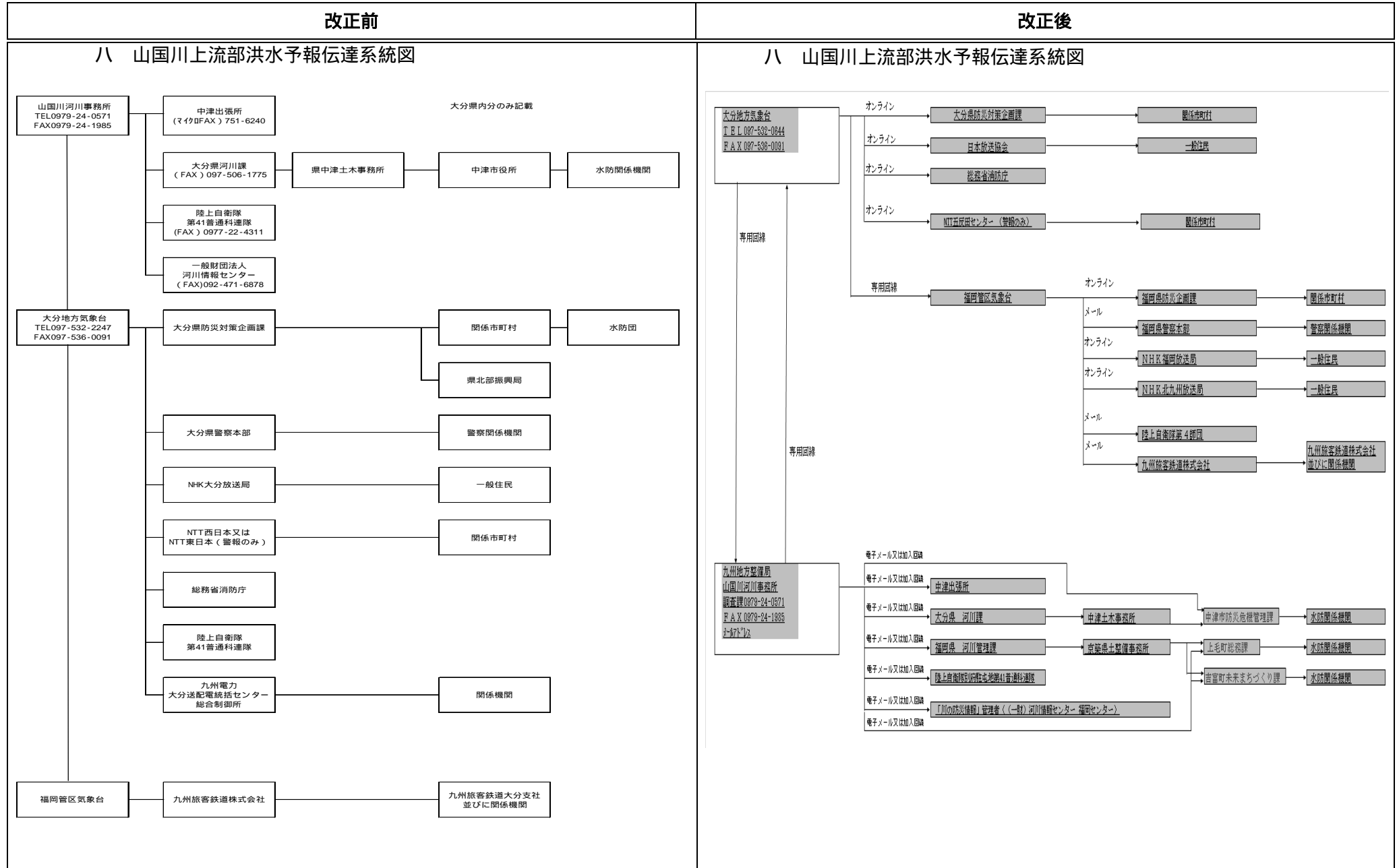
# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第3部 災害応急対策



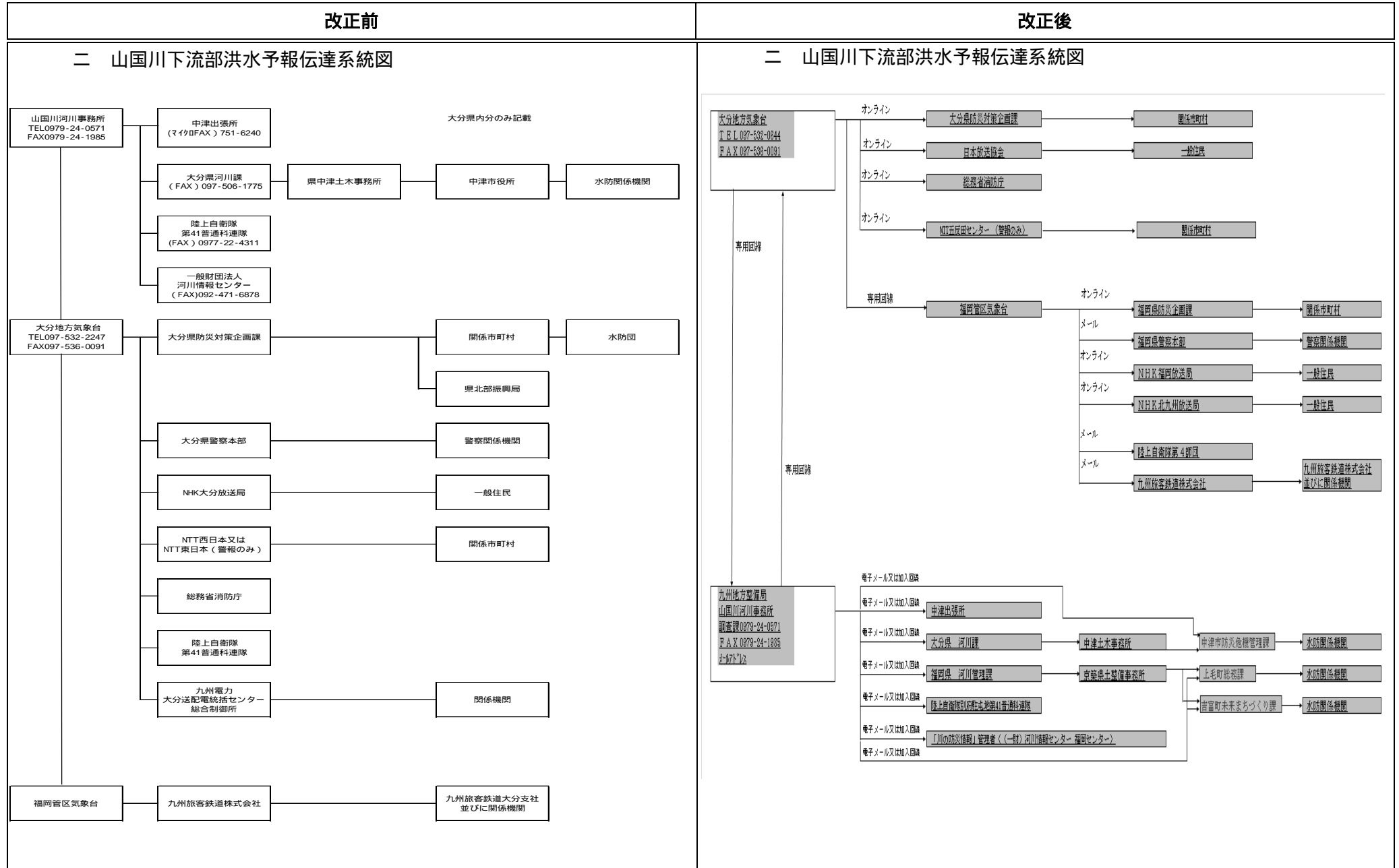
# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第3部 災害応急対策



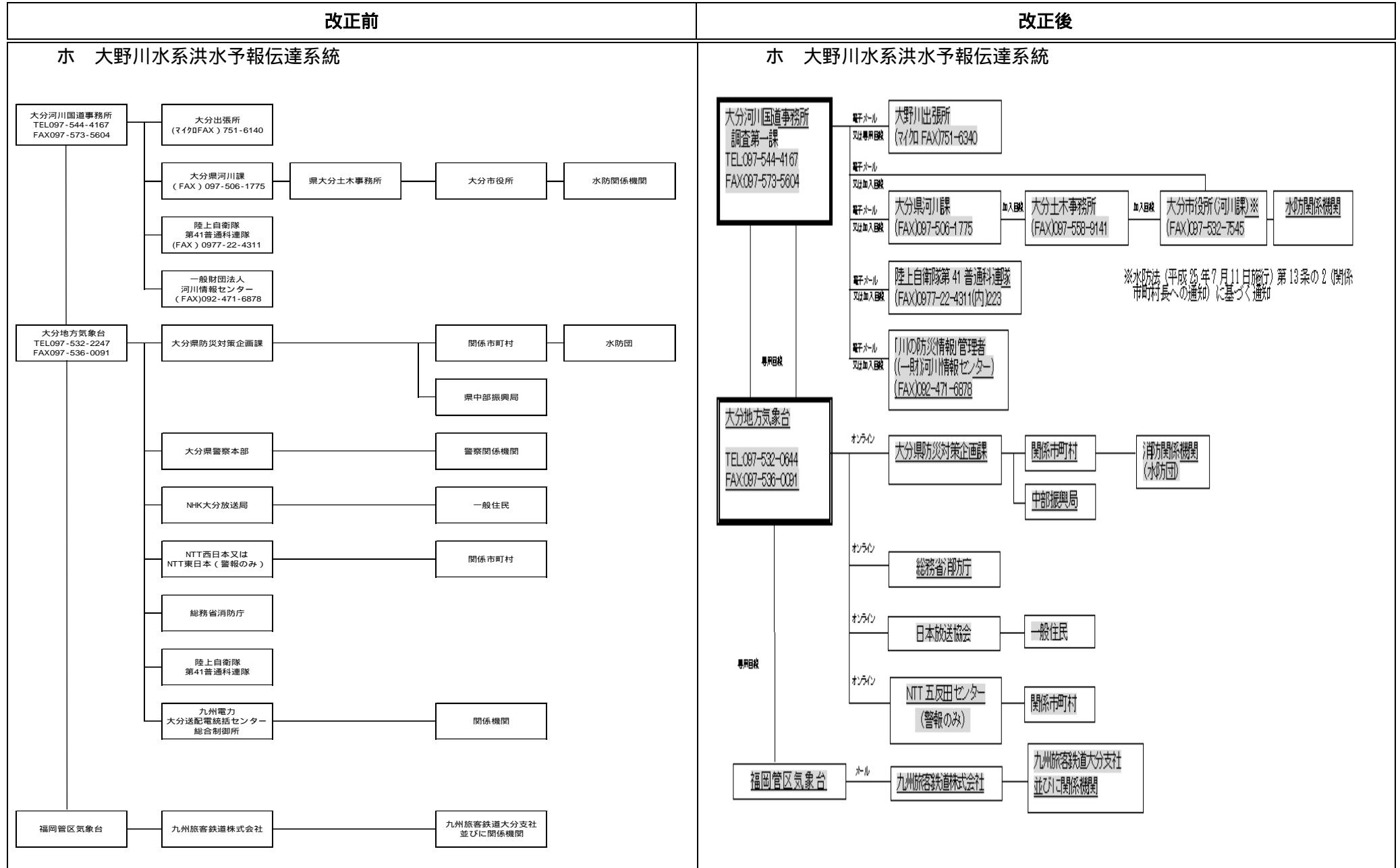
# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第3部 災害応急対策



# 大分県地域防災計画新旧対照表

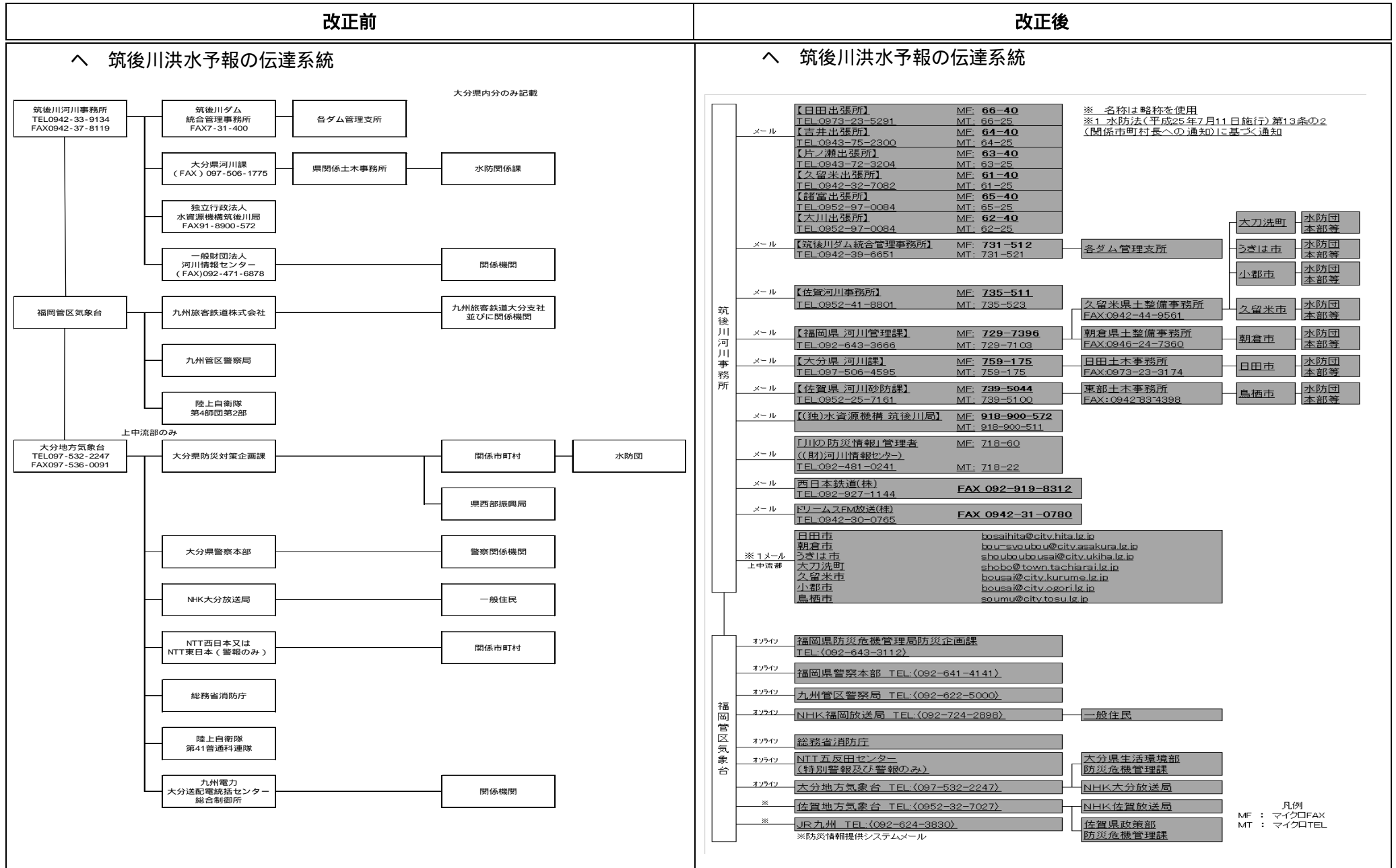
## 風水害等対策編 第3部 災害応急対策



# 大分県地域防災計画新旧対照表

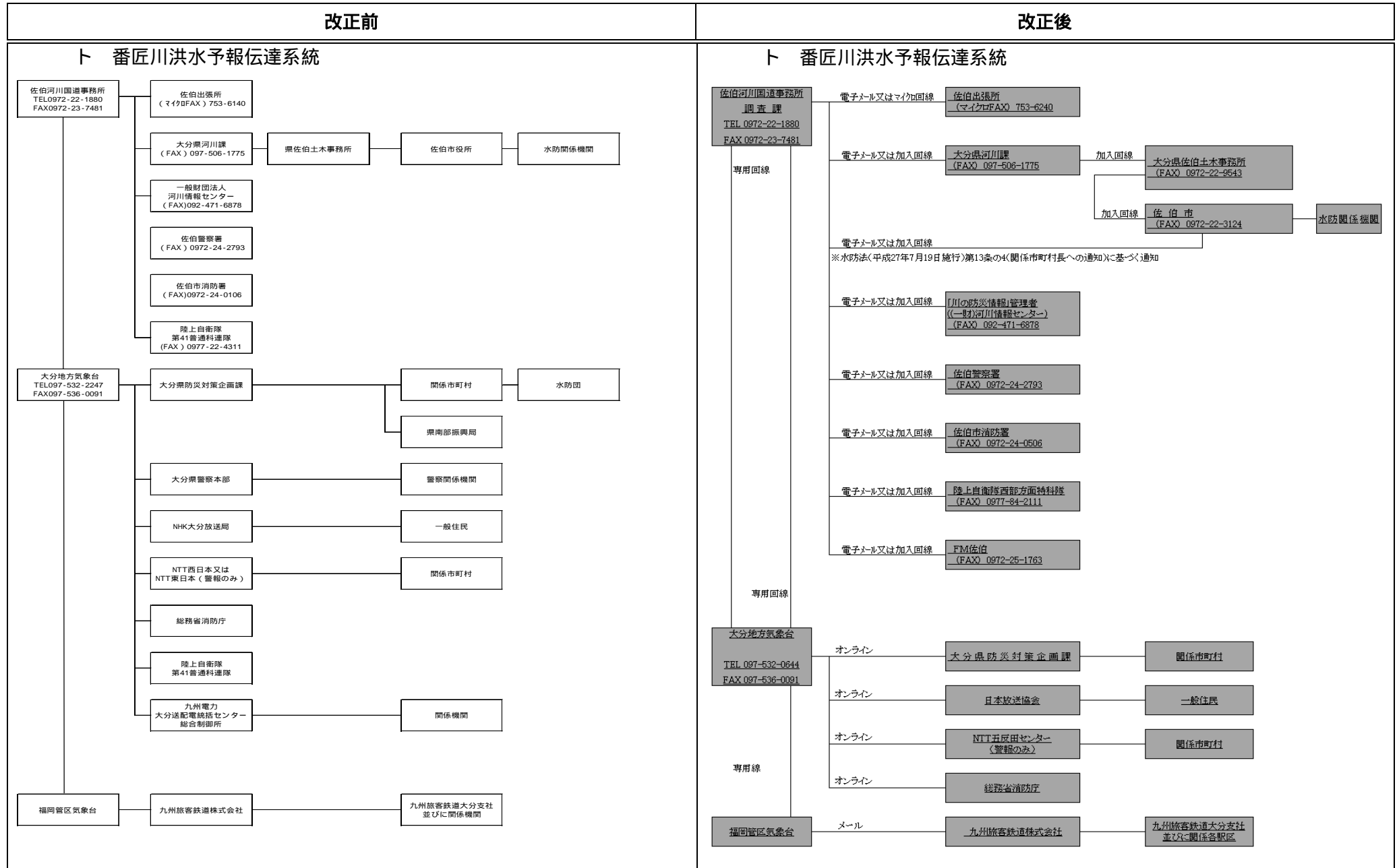
風水害等対策編

第3部 災害応急対策



# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第3部 災害応急対策



# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(5) 大分海上保安部の措置 大分海上保安部は、大分地方気象台から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係先に伝達する。</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 大分海上保安部の措置 大分海上保安部は、大分地方気象台から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係先に伝達する。</p>
<p><b>第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達</b> (略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略)</p> <p>ル その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>防災モニターからの投稿などSNS</u>を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様</p>	<p><b>第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達</b> (略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略)</p> <p>ル その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>SNS</u>を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>な情報収集手段を確保する。</p> <p><b>第7節 市町村への支援</b> (略)</p> <p>2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。</p> <p><b>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立</b> (略)</p> <p>9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整 大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部（以下、この節で「本部」という。）にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプター運用調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとする。</p> <p>また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要が生じた場合は、局地情報提供所の開設を検討する。</p> <p>局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとともに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関する協力を求めるものとする。</p> <p>その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」によるものとする。</p>	<p><b>第7節 市町村への支援</b> (略)</p> <p>2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><b>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立</b> (略)</p> <p>9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整 大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部（以下、この節で「本部」という。）にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプター運用調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとする。</p> <p>また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要が生じた場合は、局地情報提供所の開設を検討するほか、必要に応じて、<u>国土交通省に対し、無人航空機（ドローン等）の飛行を禁じる緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</u></p> <p>局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとともに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関する協力を求めるものとする。<u>緊急用務空域が指定されたときは、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」によるものとする。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><b>第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立</b> (略)</p> <p>自衛隊の災害派遣のための組織体制確立&lt;総務班&gt; 自衛隊連絡幹部等の総合調整室への受け入れ</p> <p>災害派遣要請に必要な情報の収集・分析 第5節で収集した情報の分析&lt;総合調整室応急対策調整班&gt; 市町村等からの派遣申請の受理&lt;総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班&gt; 派遣要請事項の検討(自衛隊連絡幹部等との事前協議)&lt;総合調整室統括スタッフ会議&gt;</p> <p><b>第16節 交通確保・輸送対策</b> (略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 (略)</p> <p>(2) 道路(緊急輸送道路)の応急復旧 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立</b> (略)</p> <p>自衛隊の災害派遣のための組織体制確立&lt;総合調整室応急対策調整班&gt; 自衛隊連絡幹部等の総合調整室への受け入れ</p> <p>災害派遣要請に必要な情報の収集・分析 第5節で収集した情報の分析&lt;総合調整室応急対策調整班&gt; 市町村等からの派遣申請の受理&lt;総合調整室応急対策調整班&gt; 派遣要請事項の検討(自衛隊連絡幹部等との事前協議)&lt;総合調整室統括スタッフ会議&gt;</p> <p><b>第16節 交通確保・輸送対策</b> (略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 (略)</p> <p>(2) 道路(緊急輸送道路)の応急復旧 (略)</p> <p><b>(3) 災害時における交通マネジメント</b></p> <p><b>(イ) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント(1)及び交通システムマネジメント(2)からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」を設置する。</b></p> <p><b>(ロ) 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</b></p> <p><b>(ハ) 検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</b></p> <p><b>(ニ) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有</b></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 輸送手段等の確保 (略)</p> <p>6 海上輸送体制 (略)</p> <p>(2) 港湾、漁港の応急復旧 (略)</p> <p>二 漂流物集積場所の確保 管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した漂流物の集積場所を確保する。</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 避難の指示及び誘導 (略)</p> <p>3 市町村の実施する避難措置 (1) 市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。 なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を指示することができる。</p>	<p>しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。</p> <p>1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく 取組</p> <p>2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組</p> <p>(4) 輸送手段等の確保 (略)</p> <p>6 海上輸送体制 (略)</p> <p>(2) 港湾、漁港の応急復旧 (略)</p> <p>二 障害物集積場所の確保 管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した障害物の集積場所を確保する。</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 避難の指示及び誘導 (略)</p> <p>3 市町村の実施する避難措置 (1) 市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。 なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を指示することができる。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><b>第4章 被害者の保護・救護のための活動</b></p> <p><b>第1節 避難所運営活動</b></p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布</p> <p>県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調整・輸送に関し情報共有を図る。</p> <p>市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。</p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム(DCAT)を派遣する。</p> <p><b>第3節 食料供給</b></p> <p>(略)</p> <p>〔食料の供給が必要となった場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕</p> <p>(略)</p> <p>農林水産省政策統括官</p>	<p><b>第4章 被害者の保護・救護のための活動</b></p> <p><b>第1節 避難所運営活動</b></p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布</p> <p>県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。</p> <p>市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、<u>食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。</u></p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣する。</p> <p><b>第3節 食料供給</b></p> <p>(略)</p> <p>〔食料の供給が必要となった場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕</p> <p>(略)</p> <p>農林水産省農産局長</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>2 食糧供給の流れ</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における食料供給の実施</p> <p>(略)</p> <p>□ 食料の供給等 食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。</p> <p>(イ) 政府所有米穀の緊急引渡し 農林水産省<u>政策統括官</u>あてに要請する。</p> <p>(略)</p> <p>3 政府所有米穀の緊急引渡し</p> <p>(1) 市町村の手続</p> <p>(略)</p> <p>□ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>政策統括官</u>(以下「<u>政策統括官</u>」という。)に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が<u>政策統括官</u>に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式(巻末資料編参照)により<u>政策統括官</u>へ要請書を送付する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 食糧供給の流れ</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における食料供給の実施</p> <p>(略)</p> <p>□ 食料の供給等 食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。</p> <p>(イ) 政府所有米穀の緊急引渡し 農林水産省<u>農産局長</u>あてに要請する。</p> <p>(略)</p> <p>3 政府所有米穀の緊急引渡し</p> <p>(1) 市町村の手続</p> <p>(略)</p> <p>□ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>農産局長</u>(以下「<u>農産局長</u>」という。)に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が<u>農産局長</u>に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式(巻末資料編参照)により<u>農産局長</u>へ要請書を送付する。</p> <p>(略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 応急供給系統図 イ 知事に対する応急食糧の直接売却</p> <pre> graph LR     Gov[知事] &lt;--&gt; 引渡要請 売買契約  Policy[政策統括官]     Policy --&gt; 引渡指示  Biz[受託事業者]     Gov --&gt; 荷渡指図書 呈示  Designated[知事の指定 する引取人]     Designated --&gt; 現品取引  Victims[被災者]     Designated --&gt; 現品取引  Biz     </pre> <p>□ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡</p> <pre> graph LR     Local[市町村長] --&gt; 売買契約  Policy[政策統括官]     Policy --&gt; 引渡指示  Biz[受託事業者]     Local --&gt; 受領証提出  Designated[市町村長]     Designated --&gt; 現品取引  Victims[被災者]     Designated --&gt; 現品取引  Biz     Designated --&gt; 連絡  Gov[知事]     </pre>	<p>(3) 応急供給系統図 イ 知事に対する応急食糧の直接売却</p> <pre> graph LR     Gov[知事] &lt;--&gt; 引渡要請 売買契約  Agri[農産局長]     Agri --&gt; 引渡指示  Biz[受託事業者]     Gov --&gt; 荷渡指図書 呈示  Designated[知事の指定 する引取人]     Designated --&gt; 現品取引  Victims[被災者]     Designated --&gt; 現品取引  Biz     </pre> <p>□ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡</p> <pre> graph LR     Local[市町村長] --&gt; 売買契約  Agri[農産局長]     Agri --&gt; 引渡指示  Biz[受託事業者]     Local --&gt; 受領証提出  Designated[市町村長]     Designated --&gt; 現品取引  Victims[被災者]     Designated --&gt; 現品取引  Biz     Designated --&gt; 連絡  Gov[知事]     </pre>
<p><b>第8節 廃棄物処理</b> (略) 1 災害廃棄物処理の基本方針 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。 (1) 国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。 (2) 大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。 (新設) (3) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とす</p>	<p><b>第8節 廃棄物処理</b> (略) 1 災害廃棄物処理の基本方針 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。 (1) 国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。 (2) 大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。 (3) ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>(4) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。</p> <p><b>第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬</b></p> <p>(略)</p> <p>2 行方不明者の搜索</p> <p>(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理を行ったのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>5 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 埋葬に関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。</p> <p>(5) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。</p> <p><b>第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬</b></p> <p>(略)</p> <p>2 行方不明者の搜索</p> <p>(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>5 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 埋葬に関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針(令和4年3月31日伺定)」に基づいて行うものとする。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害対策編

### 第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後								
<p><b>第1章 災害復旧・復興の基本方針</b> (略)</p> <p>また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害に強い県土づくりを進めていくこととする。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。</p> <p><b>第2章 公共土木施設等の災害復旧</b> (略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p><b>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要</b> <b>第1節 経済・生活面の支援</b> 1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）</p>	<p><b>第1章 災害復旧・復興の基本方針</b> (略)</p> <p>また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害に強い県土づくりを進めていくこととする。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。<u>また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p>加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p><b>第2章 公共土木施設等の災害復旧</b> (略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p><u>また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p><b>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要</b> <b>第1節 経済・生活面の支援</b> 1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="123 1364 302 1412">支援の種類</th> <th data-bbox="302 1364 1120 1412">給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="123 1412 302 1508">支援の内容</td> <td data-bbox="302 1412 1120 1508">1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。</td> </tr> </tbody> </table>	支援の種類	給付	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 1364 1321 1412">支援の種類</th> <th data-bbox="1321 1364 2150 1412">給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1142 1412 1321 1508">支援の内容</td> <td data-bbox="1321 1412 2150 1508">1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。</td> </tr> </tbody> </table>	支援の種類	給付	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。
支援の種類	給付								
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。								
支援の種類	給付								
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。								



## 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
	2 支給額 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内		2 支給額 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>外国人登録がある方</u> )の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害	対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
問合せ先	市町村	問合せ先	市町村
1 - 2 災害弔慰金(大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等)		1 - 2 災害弔慰金(大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等)	
支援の種類	給付	支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害対策編

### 第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
	その他の者が死亡した場合: 1 2 5 万円を超えない範囲内		その他の者が死亡した場合: 1 2 5 万円を超えない範囲内
対象者	<p>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族。</p> <p>2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。</p>	対象者	<p>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）の遺族。</p> <p>2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。</p>
対象となる災害	<p>県内で発生した 1 - 1 以外の災害で、下記の要件を満たす場合</p> <p>1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く）</p> <p>2 被害が発生した市町村で震度 4 以上の地震が発生したとき</p> <p>3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき</p> <p>4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき等</p>	対象となる災害	<p>県内で発生した 1 - 1 以外の災害で、下記の要件を満たす場合</p> <p>1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く）</p> <p>2 被害が発生した市町村で震度 4 以上の地震が発生したとき</p> <p>3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき</p> <p>4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき等</p>
問合せ先	市町村	問合せ先	市町村

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第5部 火山災害応急対策

改正前	改正後
<p><b>第2章 火山災害応急対策</b> (略)</p> <p>3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (1) 基本方針 福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターは、噴火警報・予報等の火山に関する情報について、火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるときは、その旨を警告する噴火警報を発表し、県は、関係機関、及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(2) 噴火警報・予報等の発表基準 噴火警報・予報は、全国111の活火山を対象として発表しており、本県では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山が対象となる。 噴火速報の発表は、気象庁が常時観測している火山が主な対象で、平成27年8月から発表を開始している。</p> <p>(略)</p> <p>イ 噴火予報 福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 噴火速報 噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>	<p><b>第2章 火山災害応急対策</b> (略)</p> <p>3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (1) 基本方針 福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターは、噴火警報・予報等の火山に関する情報の提供を行う。火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるときは、その旨を警告する噴火警報を発表し、県は、関係機関、及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(2) 噴火警報・予報等の発表基準 噴火警報・予報は、全国111の活火山を対象として発表しており、本県では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山が対象となる。 噴火速報の発表は、活火山が対象で、平成27年8月から運用を開始している。</p> <p>(略)</p> <p>イ 噴火予報 福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 噴火速報 噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合( )</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第5部 火山災害応急対策

改正前				改正後				
(略)				<p>・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p>				
(3) 噴火警戒レベル				(3) 噴火警戒レベル				
(略)				(略)				
噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧				噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧				
(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)				(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)				
種別及び名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)	種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別警報 噴火警報 (居住地) 又は 噴火警報	居住地及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)	特別警報	噴火警報 (居住地) 又は 噴火警報	居住地及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (高齢者等避難)				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (高齢者等避難)
警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)				火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第5部 火山災害応急対策

改正前				改正後				
予報 噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (活火山であることに留意)			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
				予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (活火山であることに留意)
(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)				(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)				
種別及び名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等 (キーワード)	種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等 (キーワード)
特別警報 噴火警報 (居住地) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	居住地域及びそれより火口側の範囲における 嚴重な警戒 居住地域 嚴重警戒	特別警報	噴火警報 (居住地) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒 居住地域 嚴重警戒
警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒入山危険	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒入山危険

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前				改正後				
警報	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険
予報 噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であることに留意	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であることに留意

九重山の噴火警戒レベル(平成19年12月1日運用開始〔令和3年2月15日改定〕)

九重山の噴火警戒レベル(平成19年12月1日運用開始〔令和3年12月改定〕)

種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報 噴火警報(居住地域)又	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 1600年前：黒岳で噴火、火砕流が火口から2km以上、溶岩流が火口から1km以上流下

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 1600年前：黒岳で噴火、火砕流が火口から2km以上、溶岩流が火口から1km以上流下
			レベル4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴	警戒が必要な居住地域での	噴火活動の活発化がみられるなかで、規模の大きな地震の増加や膨

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前						改正後						
噴火警報		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	噴火活動の活発化がみられるなかで、規模の大きな地震の増加や膨張を示す地殻変動、火山ガス(二酸化硫黄)の放出量の顕著な増加など、マグマ上昇を示す現象が発生。					火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要。	張を示す地殻変動、火山ガス(二酸化硫黄)の放出量の顕著な増加など、マグマ上昇を示す現象が発生。
警報 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて要配慮者の避難準備、特定地域からの避難等が必要。	想定火口域中心から概ね2km以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。小規模火砕流の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし 想定火口域中心から概ね1.5km以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし	警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要。	想定火口域中心から概ね2km以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。小規模火砕流の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	想定火口域中心から概ね1km以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。 【過去事例】 1995年噴火 星生山中腹でごく小規模噴火			火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	想定火口域中心から概ね1.5km以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性あり。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であるこ	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立	火山活動は静穏、状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性あり。

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第5部 火山災害応急対策

改正前						改正後							
			火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。						とに留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	入規制等。		
<p>注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。</p> <p>注2) レベル1～3では、硫黄山(星生山の東山腹)で発生する噴火を想定している。</p> <p>鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベル(平成28年7月運用開始)</p>						<p>注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。</p> <p>注2) レベル1～3では、硫黄山(星生山の東山腹)で発生する噴火を想定している。</p> <p>鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベル(平成28年7月運用開始)</p>							
種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	
特別警報噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	3kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。 (三次避難区域) 3km以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。 (二次避難区域)	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達するような噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 観測事例なし	特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	3kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。 (三次避難区域) 3km以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達するような噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 観測事例なし	



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前						改正後							
			2 km 以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。 (一次避難区域)							は切迫している。 (二次避難区域)			
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要配慮者の避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	大きな噴石が火口から4 km以内に飛散する可能性がある。または、火砕流、溶岩流が居住地域付近に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 約 10,500 ~ 7,300 年前の間に溶岩が約 2.7 km 流下(鶴見岳)					2 km 以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。 (一次避難区域)			
警報 噴火警報 (火口周辺) 又は火口	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて災害時要配慮者の避難準備等が必要。	大きな噴石が火口から概ね 1.5 km 以内に飛散。火砕流(低温~高温)が火口から概ね 1.5 km					レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	大きな噴石が火口から4 km以内に飛散する可能性がある。または、火砕流、溶岩流が居住地域付近に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 約 10,500 ~ 7,300 年前の間に溶岩が約 2.7 km 流下(鶴見岳)
						警報	噴火警報	火口から居住	レベル3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この	住民は通常の生活(今後の火山活	大きな噴石が火口から概ね 1.5 km	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前						改正後					
周辺 警報				登山者・入山者は登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）	以内に流下。 【過去事例】 観測事例なし	(火口周辺)又は火口周辺警報	地域近くまで	(入山規制)	範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	動の推移に注意。入山規制)。 状況に応じて災害時要配慮者の避難準備等が必要。 登山者・入山者は登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）	以内に飛散。 火砕流（低温～高温）が火口から概ね1.5km以内に流下。 【過去事例】 観測事例なし
	火口周辺	レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 登山者・入山者は火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。	小噴火が発生し、大きな噴石が火口から概ね1km以内に飛散。 火砕流（低温～高温）が火口から概ね1km以内に流下。 【過去事例】 大きな噴石：867年の噴火（伽藍岳） 火砕流：観測事例なし		火口周辺		レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 登山者・入山者は火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報 噴火 予報	火口内等	レベル1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。 登山者・入山者は特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。	火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり						

(略)

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前				改正後																				
<p>6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 (1) 九重山に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別及び名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>必要な防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報 噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5(避難)</td> <td>危険な居住地域からの避難</td> </tr> <tr> <td>レベル4(避難準備)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。</td> </tr> <tr> <td>警報 噴火警報(火口周辺)</td> <td>火口から居住地域</td> <td>レベル3(入山規制)</td> <td>火口から居住地域近くまで立入禁止。 (規制範囲は想定火口域中心から概ね1.5km、火山活動の状況により概ね2km) (規制範囲2km)</td> </tr> </tbody> </table>				種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	特別警報 噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	危険な居住地域からの避難	レベル4(避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。	警報 噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域	レベル3(入山規制)	火口から居住地域近くまで立入禁止。 (規制範囲は想定火口域中心から概ね1.5km、火山活動の状況により概ね2km) (規制範囲2km)	予報	噴火予報	火口内等	レベル1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活。登山者・入山者は特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。	火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり
				種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応																	
特別警報 噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	危険な居住地域からの避難																					
		レベル4(避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。																					
警報 噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域	レベル3(入山規制)	火口から居住地域近くまで立入禁止。 (規制範囲は想定火口域中心から概ね1.5km、火山活動の状況により概ね2km) (規制範囲2km)																					
				(略)																				
				<p>6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 (1) 九重山に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>必要な防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5(避難)</td> <td>危険な居住地域からの避難</td> </tr> <tr> <td>レベル4(高齢者等避難)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>レベル3(入山規制)</td> <td>火口から居住地域近くまで立入禁止。(規制範囲は想定火口域中心から概ね1.5km、火山活動の状況により概ね2km) (規制範囲2km) ・法華院温泉、くじゅうヒュッテは避難 ・やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置 (規制範囲1.5km)</td> </tr> </tbody> </table>				種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	危険な居住地域からの避難	レベル4(高齢者等避難)	警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。	警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3(入山規制)	火口から居住地域近くまで立入禁止。(規制範囲は想定火口域中心から概ね1.5km、火山活動の状況により概ね2km) (規制範囲2km) ・法華院温泉、くじゅうヒュッテは避難 ・やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置 (規制範囲1.5km)
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応																				
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	危険な居住地域からの避難																				
			レベル4(高齢者等避難)	警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。																				
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3(入山規制)	火口から居住地域近くまで立入禁止。(規制範囲は想定火口域中心から概ね1.5km、火山活動の状況により概ね2km) (規制範囲2km) ・法華院温泉、くじゅうヒュッテは避難 ・やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置 (規制範囲1.5km)																				

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前				改正後				
辺) 又は 火口 周辺 警報	近く まで		<ul style="list-style-type: none"> <li>法華院温泉、くじゅうヒュッテは避難</li> <li>やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め</li> <li>主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置 (規制範囲 1.5 km)</li> <li>法華院温泉、くじゅうヒュッテは注意喚起</li> <li>主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>法華院温泉、くじゅうヒュッテは注意喚起</li> <li>主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>	
	火口 周辺	レベル2 (火口周辺規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね 1km 以内の立入禁止。</li> <li>主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>		火口 周辺	レベル2 (火口周辺規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね 1km 以内の立入禁止。</li> <li>主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>	
予報 噴火 予報	火口 内 等	レベル1 (活火山であることに留意)	火口から概ね 500m の立入規制等		予報 噴火予報	火口内 等	レベル1 (活火山であることに留意)	火口から概ね 500m の立入規制等

(2) 鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合

(2) 鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合

種別 及び 名称	対象 範囲	レベル (キーワード)	実施される規制や防災対応 (注1~4)	
			鶴見岳	伽藍岳
特別警報噴火警報 (居住地) 又は噴火警報	居住地 及び それより 火口 側	レベル 5 (避難)	(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道 500号、県道 11号、52号、218号、	(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道 500号、県道 11号、218号、616号及び617号は通行止 ・鶴見岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置

種別	名称	対象 範囲	レベル (キーワード)	実施される規制や防災対応 (注1~4)	
				鶴見岳	伽藍岳
特別警報	噴火警報 (居住地) 又は噴火警報	居住地 及び それより 火口 側	レベル5 (避難)	(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道 500号、県道 11号、52号、218号、616号	(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道 500号、県道 11号、218号、616号及び617号は通行止 ・鶴見岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前				改正後			
		616号及び 620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置					及び620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置
		(二次避難区域) ・3km以内の居住地域で避難 ・大分自動車道湯布院IC～大分ICの間は通行止 ・範囲内の県道11号、52号及び620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置	(二次避難区域) ・3km以内の居住地域で避難 ・範囲内の国道500号及び県道616号は通行止 ・鶴見岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置				(二次避難区域) ・3km以内の居住地域で避難 ・範囲内の国道500号及び県道616号は通行止 ・大分自動車道湯布院IC～大分ICの間は通行止 ・範囲内の県道11号、52号及び620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置
		(一次避難区域) ・2km以内の居住地域で避難 ・範囲内の県道11号は通行	(一次避難区域) ・2km以内の居住地域で避難 ・範囲内の県道616号は通行止 ・鶴見岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置				(一次避難区域) ・2km以内の居住地域で

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第5部 火山災害応急対策

改正前				改正後						
			<ul style="list-style-type: none"> <li>止</li> <li>・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・2km以内の居住地域で避難</li> <li>・範囲内の県道11号は通行止</li> <li>・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難</li> <li>・範囲内の県道616号は通行止</li> <li>・鶴見岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>		
		レベル4 (避難準備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒が必要な居住地域での避難準備</li> <li>・範囲内の県道は駐停車禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒が必要な居住地域での避難準備</li> <li>・範囲内の県道は駐停車禁止</li> </ul>						
警報 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から概ね1.5km以内の立入禁止</li> <li>・注意が必要な居住地域及びロープウェイ高原駅は注意喚起</li> <li>・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から概ね1.5km以内の立入禁止</li> <li>・塚原東野地区東部は避難</li> <li>・注意が必要な居住地域は注意喚起</li> <li>・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> <li>・大分自動車道湯布院IC～別府ICの間は通行止</li> <li>・範囲内の県道616号は通行止</li> </ul>			レベル4 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒が必要な居住地域での避難準備</li> <li>・範囲内の県道は駐停車禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒が必要な居住地域での避難準備</li> <li>・範囲内の県道は駐停車禁止</li> </ul>	
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から概ね1km以内の立入禁止</li> <li>・ロープウェイ運行停止、山上駅は避難</li> <li>・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から概ね1km以内の立入禁止</li> <li>・塚原温泉は避難</li> <li>・範囲内の県道616号は通行止</li> <li>・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>			警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から概ね1.5km以内の立入禁止</li> <li>・塚原東野地区東部は避難</li> <li>・注意が必要な居住地域及びロープウェイ高原駅は注意喚起</li> <li>・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> <li>・大分自動車道湯布院IC～別府ICの間は通行止</li> <li>・範囲内の県道616号は通行止</li> </ul>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編

### 第5部 火山災害応急対策

改正前					改正後					
予報 噴火予報	火口 内等	レベル 1 (活火山であることに留意)	気象庁が臨時的解説情報(注5)を発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起	気象庁が臨時的解説情報(注5)を発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起			火口 周辺	レベル2 (火口周辺規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね1km以内の立入禁止</li> <li>塚原温泉は避難</li> <li>範囲内の県道616号は通行止</li> <li>主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね1km以内の立入禁止</li> <li>塚原温泉は避難</li> <li>範囲内の県道616号は通行止</li> <li>主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置</li> </ul>
			注1) 国道や県道の進入規制を行う場合、進入規制箇所の手前に転回場所を設けるとともに、主要交差点等に予告看板を設置する。 注2) 市町道は、国・県道の規制に準じて進入規制を行う。 注3) 降灰や小さな噴石の飛散状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず道路の進入規制を行う。 注4) 土石流については、土砂災害防止法第29条に基づき国土交通省が発表する「土砂災害緊急情報」等により、別途避難勧告・指示等や通行規制を行う。 注5) 臨時的解説情報：噴火警戒レベルの引上げ基準に至らないまでも、火山活動に変化があったときに気象庁が発表する臨時的発表であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」 (略)	注1) 国道や県道の進入規制を行う場合、進入規制箇所の手前に転回場所を設けるとともに、主要交差点等に予告看板を設置する。 注2) 市町道は、国・県道の規制に準じて進入規制を行う。 注3) 降灰や小さな噴石の飛散状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず道路の進入規制を行う。 注4) 土石流については、土砂災害防止法第29条に基づき国土交通省が発表する「土砂災害緊急情報」等により、別途避難勧告・指示等や通行規制を行う。 注5) 臨時的解説情報：噴火警戒レベルの引上げ基準に至らないまでも、火山活動に変化があったときに気象庁が発表する臨時的発表であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」 (略)						
					予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	気象庁が臨時的解説情報(注5)を発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起	気象庁が臨時的解説情報(注5)を発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起
(3) 由布岳に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合					(3) 由布岳に噴火警報又は火口周辺警報が事前に発表された場合					

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前	改正後
<p>由布岳について噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合は、九重山及び鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルが引き上げられた場合の対応に準じた対応することとする。</p>	<p>由布岳について噴火警報又は火口周辺警報が事前に発表された場合は、九重山及び鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルが引き上げられた場合の対応に準じた対応をすることとする。</p>